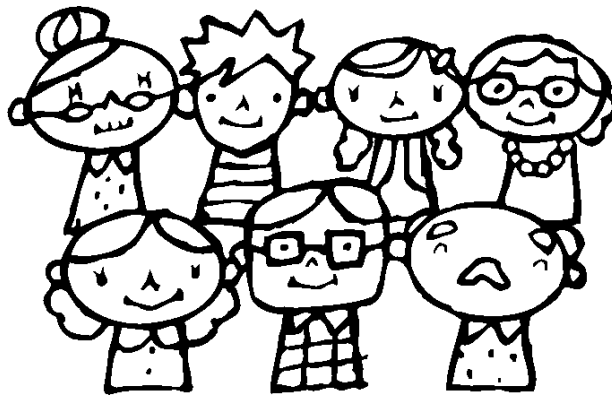


南陽市 ファミリー・サポート・センター 会員のしおり

※令和3年7月・改訂版



南陽市ファミリー・サポート・センター

TEL 0238-43-5888

FAX 0238-43-3161

南陽市赤湯 215-2 南陽市社会福祉協議会 健康長寿センター内
＜受付時間＞月曜日～金曜日 午前8時30分～4時30分

メールアドレス famisapo@nanyoshishakyo.or.jp

南陽市ファミリー・サポート・センターとは

子育てのお手伝いをしたい人と、子育てのお手伝いをしてほしい人が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする、会員制の有償ボランティア活動です。

南陽市ファミリー・サポート・センターはあなたの子育てを応援します。

1. 会員

<利用会員> 子育てのお手伝いをしてほしい人

- 原則、南陽市内在住または、南陽市内の事業所に勤務する方
- 概ね生後3カ月～小学6年生までの子どもの保護者

<協力会員> 子育てのお手伝いをしたい人

- 南陽市内在住で20歳以上の方
- 心身ともに健康で、子どもが大好きな方
- 資格・性別は問いません
- 原則として協力会員の自宅での預かりとなります

※実際にお子さんを預かる前に、センターが指定する講習を受けていただきます。

保育士・幼稚園教諭等の資格をおもちの方は研修が一部免除となります。

<両方会員> 利用会員と協力会員の両方を兼ねることができます

2. こんなサポートを行います

- 保育所・幼稚園・児童館・小学校・学童施設（以下「保育施設等」という）への送迎
- 保育施設等の時間外、休業日等の預かり
- 冠婚葬祭時の預かり
- きょうだいの行事（授業参観等）の際の預かり
- 保護者の通院や体調不良時等の預かり
- 休日出勤や出張、残業時の預かり
- 乳児検診、予防接種等の付き添い
- 保護者自身のリフレッシュのため
- その他、会員の必要に応じた子育てのお手伝い

◎家事援助は行いません。

◎依頼内容やお子さんの状況によって、お預かりできない場合もあります。

◎活動はあくまでも臨時的なものです。長時間の預かりは行いません。（ご相談ください。）

ご不明点はセンターに問い合わせください。

3、サポート活動の流れとポイント

①会員登録

- センターにて会員登録手続きを行います。（登録は無料です。）
- アドバイザーが利用方法など詳しく説明します。
- 利用会員の方はお子さんの保険証をお持ちいただくか、保険証番号をおしらせください。
- 会員証を発行します。
- 登録内容に変更が生じましたら、センターへご連絡ください。

②申込

- サポートが必要になったらセンターに申込ます。
- センターが協力会員に連絡し、サポートが可能かどうか確認します。
- サポートできる協力会員が決まりましたら、センターから利用会員に連絡します。

※申込日から活動日まで日数が短い場合や、都合があわない場合等でサポートできないこともありますので、ご了承ください。

※会員間で預かり日時や、予定の確認をしていただくのは構いません。ただし、預かり日時は必ずセンターに事前報告してください。日時が確認できない預かりに関しては、補償保険が適用になりませんのでご注意ください。

③事前打合せ

- 会員の希望に合わせてセンターが連絡をとり、事前打合せの日時を決定します。
- 事前打合せは利用会員と協力会員、アドバイザーがサポート活動の内容について事前打合せ票に従って行います。
- ※会員の都合により、打合せの日程がとれない場合はお電話での打合せとさせていただきます。
- ※アドバイザー不在時は会員双方で事前打ち合わせを行います。

◎サポートに不安がないよう、お子さんのことについて詳しく伺います。

④サポート活動開始

- 協力会員はサポート前に安全チェックリストに従い、安全で清潔な環境を整えてください。
- サポート活動当日はお子さんの体調や様子など、十分な申し送りをしてください。
- 協力会員は事前に依頼されたサポート内容に沿って活動します。
- 約束した時間（預かり開始、終了時間）は守りましょう。

⑤サポート活動終了後・報酬の授受

- 協力会員は活動報告書（3枚複写）に記入します。
- 利用会員は協力会員に直接、利用料金を支払い、活動報告書にサインか印をお願いします。
- 活動報告書はそれぞれ協力会員用、利用会員用、センター提出用となっておりますので確認のうえ、提出と保管をお願いします。

⑥活動報告書の提出

- 協力会員は活動報告書（センター用）を月末で締めて翌月5日までにセンターに提出します。
- 提出がないものについては、補償保険が適用になりませんのでご注意ください。

4、サポート活動にあたっての注意事項

| 項目 | 利用会員 | 協力会員 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 会員証 | 入会・登録手続き後、発行します。 | 入会・登録手続き後、発行します。活動中は身分証明書（免許証・保険証）と共に必ず携行してください。 |
| 活動の範囲 | 依頼した内容以上のことは要求しないでください。 | 依頼された内容の範囲内で活動してください。 |
| 活動時間 | 約束の時間は守りましょう。やむを得ず遅れる場合などは必ず協力会員に直接連絡してください。 | 活動するために行動を始めた時間から、お子さんを保護者にお渡しするまでが活動時間となります。 |
| 注意点 | ・センターへの連絡なしに会員間で活動を行わないでください。センターへの事前連絡が無い活動については、補償保険が適用になりませんのでご注意ください。・援助活動は協力会員と、利用会員双方の合意によって成立するものです。活動依頼が重なる場合や、急な依頼で都合がつかない場合などサポートができない事もあります。 | |

| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・物品の斡旋販売及び宗教の勧誘、政治活動等は一切しないでください。 | |
| 個人情報について | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の事情や個人情報は絶対に他人に話さないでください。（退会後も同様です。） | |
| 事前打合せ | <p>アドバイザーが会員双方の予定を伺い、事前打合せの日程を決めます。活動依頼の内容やお子さんについて、詳しく伺います。</p> | |
| 安全確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全に活動できるよう、安全チェックリストを確認しましょう。 ・協力会員本人、ご家族が風邪や感染症にかかっていますか。 ・家の中は清潔に整っていますか。ペットはゲージ等に入れていただくようご協力お願いします。 ・協力会員の家族がいる場合でも、会員本人が必ず活動の中心となってください。周囲の状況に気を配り、しっかり見守ってください。 | |
| 活動の取消 | <p>活動時間の変更や取消をする場合は速やかに協力会員、センターへ連絡ください。当日、連絡のない取消は取消料がかかりますのでご注意ください。</p> | <p>依頼されていた活動ができなくなった場合は、速やかに利用会員及びセンターに連絡してください。</p> |
| トラブルの解決 | <p>援助活動中のトラブル等については、当事者同士で解決するのが原則ですが、解決のための助言はセンターでも行います。トラブルがあった場合は解決した後でも必ずセンターに報告してください。</p> | |
| 緊急時の対応（ケガや事故） | <p>万が一、お子さんにケガや事故などがあった場合、協力会員が保護者に連絡をとります。状況により、かかりつけ医院か最寄りの医療機関にお連れします。</p> | <p>活動中にケガや事故などがあった場合、状況をよく観察し速やかに保護者に連絡してください。状況により医療機関に連れて行っていただくこともあります。活動中の事故やトラブル、気になることがあったらセンターへ連絡ください。</p> |
| <p>～救急車の呼び方～</p> <p>まず自分が落ち着くよう心がけて。電話がつながったら「救急です。」と告げます。</p> <p>①自分の名前 ②所在地 ③電話番号 ④患者の名前・年齢 ⑤いつ、どこで、どうしたのか？を簡潔に伝えます。 ⑥現在の容体を知らせます。</p> <p>※応急処置などを指示されたら、それに従いましょう。</p> <p>※携帯電話の場合は途中で切れないように立ち止まって話します。</p> | | |

5、利用料金について

| | | |
|-----------------------------------------|--------|----------|
| 昼 間 | 平 日 | 600円/1時間 |
| | 土・日・祝日 | 700円/1時間 |
| 早朝（午前6：00～午前7：00） 夜間（午後7：00～午後10：00） | | 800円/1時間 |

○サポート活動開始時間から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。

○送迎活動の場合、協力会員が自宅を出発し活動を終えて帰宅するまでとなります。

○1時間を超えた場合は、30分ごとに上記金額の半額を加算します。

※ただし、1時間15分までは1時間。1時間15分以上は1.5時間の料金となります。

○きょうだいで預ける場合は2人目から半額となります。

○食事（ミルク）、おやつ、おむつなどは原則、利用会員が用意します。その他預かりに必要な経費は利用会員の実費負担となります。

○送迎等で公共交通機関・タクシー等を利用した場合は、活動終了後に利用会員が実費を精算してください。

○送迎活動については距離に応じて、ガソリン代を実費として加算させていただきます。ガソリン代の相場に応じて下記の通りに設定しております。（ガソリンの相場に大きな変動があった場合、金額は都度変更になります。）

| | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ガソリン1L相場 | ¥100～130 | ¥131～140 | ¥141～150 | ¥151～160 | ¥161～170 |
| 実費1kmあたり | 10円 | 11円 | 12円 | 13円 | 14円 |

※1Lあたり約12kmの燃費計算となります。

○活動の取消料については、次のとおりに利用会員が支払ってください。

前日までの取消・・・・・・・・無 料

当日の取消・・・・・・・・預かり予定時間の半額

無断の取消・・・・・・・・預かり予定時間の全額

6、車をつかった送迎活動について注意事項

○ベビー、チャイルドシートが必要なお子さんには必ず使用してください。装着されていない車で送迎活動はできません。事前打合せ時にどちらが準備するか話し合います。（※ベビー、チャイルドシートはセンターで貸出できますのでお申出ください。）

- 交通ルールを守って、安全運転を心がけましょう。特に雨天や雪道で道路状況が悪い時の送迎は十分に気をつけ、遅れることを想定して早めに家を出ましょう。
- 保育、学童施設等への送迎は決められている駐車場に停めてください。施設周辺は特に安全運転を心がけましょう。
- 約束の時間に間に合わない場合は、協力会員が直接連絡を入れてください。

7、災害対策について

○活動中に地震等の災害が発生した場合、落ち着いてお子さんとご自身の安全を確保してください。避難が必要な場合は速やかに避難してください。停電等で連絡がとれなくなった場合には、利用会員は速やかにお子さんを迎えに行ってください。協力会員は保護者が迎えにくるまで責任を持ってお子さんをお預かりしてください。また、台風等の災害に備えて保育施設や、小学校が臨時休校になった場合は、天候、その他状況によりお子さんと会員の安全を第一に考え、預かりをお断りすることもありますのでご了承ください。

8、その他

○特別な社会状況により、国や県、市などに緊急事態宣言などが発令された場合、それに準じて活動を制限することもありますので、ご了承ください。

9、保険について

センターではサポート中の万が一に備え『ファミリー・サポート・センター補償保険』に一括加入しております。なお、保険料についてはセンターで負担しております。

◎サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員（協力会員）が保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため、自宅と依頼会員（利用会員）のお子さん宅や保育施設等への往復途上（自宅との通常経路）において、※急激かつ偶然かつ外来の事故により、傷害を被った場合に補償するものです。

※「急激」とは突発的に発生すること。「偶然」とは予知されない出来事。「外来」とは傷害の原因が身体の外からの作用によるものを指します。

◎賠償責任保険

サービス提供会員が保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食等が原因で第三者（依頼会員のお子さんを含む他人。※サービス提供会員と同居の親類を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくはサービス提供会員が負担する賠償金等を補償するものです。

◎依頼子供傷害保険

依頼会員のお子さんが、保育サービスを受けている間に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無に関わらず補償するものです。

◎研修・会合傷害保険

センターが主催する各種事業（研修会・交流会・サブリーダーの会議等）の開催中、または各種事業の会場への往復途上（自宅との通常経路）で、出席者が傷害を被った時に補償するものです。

※ 賠償額、補償額には限度があります。詳しくはセンターにお問い合わせください。